

6. 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は下記の共通の福祉サービスがご利用になります。また、難病（障害者総合支援法の対象疾病（366疾病））の方も福祉サービスを利用することができます。

(1) サービスの種類

介護給付費	<p>障害支援区分が一定以上の方に対し、生活上又は療養上の必要な介護を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護（ホームヘルプ） ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援 ●短期入所（ショートステイ） ●療養介護 ●生活介護（デイサービス） ●施設入所支援
訓練等給付費	<p>身体的又は社会的なリハビリテーションや、就労につながる支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共同生活援助（グループホーム） ●就労移行支援（養成施設） ●就労移行支援 ●就労継続支援（A型） ●就労継続支援（B型） ●就労定着支援 ●自立生活援助 ●自立訓練（機能訓練） ●自立訓練（生活訓練） ●宿泊型自立訓練
地域相談 支援給付費	<p>施設を退所した方や、病院を退院した方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域移行支援 ●地域定着支援
自立支援医療	<p>心身の障がいの状態の軽減を図るため、必要な医療を指定医療機関から受けた場合、自立支援医療費を支給します。</p>
補装具費の支給	<p>損傷又は失われた身体機能を補うための用具（補装具）の購入、修理にかかる費用の一部を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●義肢、装具、車いす、座位保持装置、補聴器、特殊眼鏡、歩行器など
地域生活 支援事業	<p>障がいのある方を総合的に支援する体制をつくり、様々な事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●人材育成・活用研修事業 ●コミュニケーション支援事業 ●日常生活用具給付等事業 ●意思疎通支援者養成事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援事業 ●日中一時支援事業 ●生活サポート事業 ●身体障害者福祉タクシー事業 ●施設通所支援事業 ●一時帰省奨励事業 ●自動車運転免許所得支援事業 ●自動車改造費支援事業 ●配食サービス事業 ●更生訓練費給付事業 ●社会参加促進事業
障害児通所 給付費	<p>障がいのある児童を総合的に支援する体制をつくり、様々な事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援 ●居宅訪問型児童発達支援

(2) 介護給付費と訓練等給付費・障害児通所給付費

☆印は稚内市内の事業所が提供できるサービスです。



●介護給付費の内容

☆居宅介護(ホームヘルプ)	身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助のヘルパー派遣
☆重度訪問介護	日常生活支援と全身性障害者のヘルパー派遣及び移動介護
☆同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方への外出支援
☆行動援護	重度の知的障害者や精神障害者で危険を回避する必要がある外出支援
重度障害者等包括支援	ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者などの重度障害者に対する包括支援
☆短期入所 (ショートステイ)	介護する人が病気の場合などに利用できるショートステイ
療養介護	医療と常時介護が必要な人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話
☆生活介護 (デイサービス)	常に介護を必要とする人の昼間の入浴・排せつ・食事の介護と、創作的活動または生産活動の機会を提供
☆施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人の夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護など

●訓練等給付費の内容

自立訓練(機能訓練) ☆自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練
宿泊型自立訓練	一定期間、夜間の居住の場を利用し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、生活能力向上のための必要な訓練
就労移行支援 (養成施設) ☆就労移行支援	一般企業等への就労を希望する場合の、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練
就労継続支援A型 ☆就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な場合に、働く場を提供するとともに知識及び能力向上のための必要な訓練
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、生活面の課題が生じている方への相談等の支援
自立生活援助	居宅を訪問し、相談支援・食事・衣類の洗濯・掃除等の支援
☆共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居での夜間や休日の相談や日常生活の援助

●地域相談支援給付費の内容

地域移行支援	入所施設や病院等からの退所・退院にあたって日常生活に移行するための支援
地域定着支援	緊急時等の支援が見込めない方への常時の連絡体制の確保

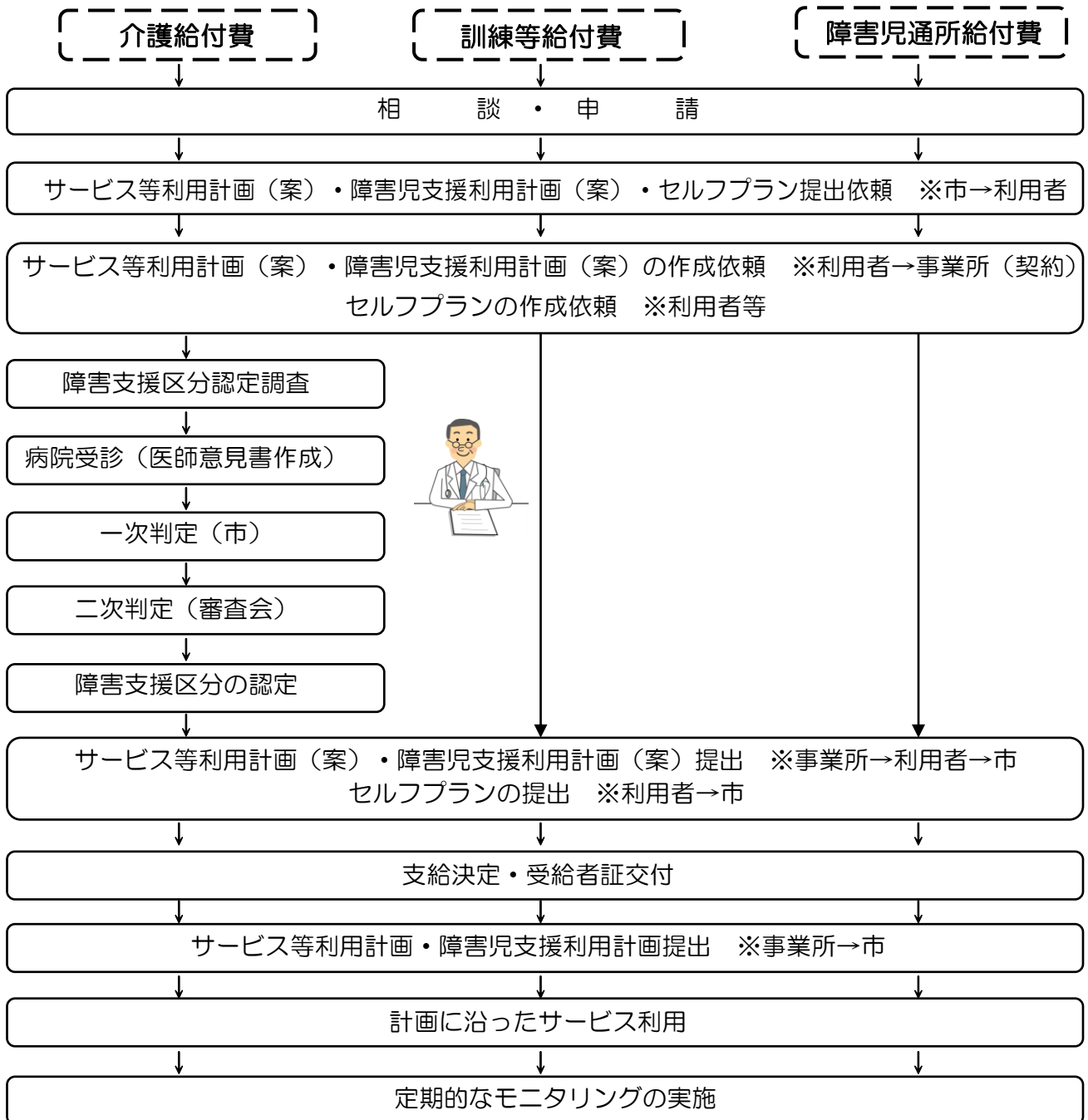
●障害児通所給付費の内容

☆児童発達支援 ☆放課後等デイサービス	児童に対する基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援
居宅訪問型児童発達支援	外出が困難な児童に対し、居宅を訪問し基本的な動作の指導
医療型児童発達支援	医療的支援の必要な肢体不自由の児童に対する発達支援や治療

●障害福祉サービス（介護給付費、訓練等給付費）・障害児通所給付費の申請

市は申請に基づき、サービスを利用する対象者へ聞き取り調査等を行い、サービスの支給決定及びサービス利用に必要な受給者証を交付します。

《支給決定までの流れ》



障害支援区分とは

障がいのある方の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に示すものです。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは

適切なサービス利用を支援するために作成するものです。費用はかかりません。

セルフプランとは

障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるもの。サービス利用者、家族、支援者が作成します。

サービスを利用したときの費用

○利用者負担

利用したサービスの最大1割負担となります。ただし、所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。また、食費や光熱水費等の実費は別に負担していただきます。

利用者負担上限額（月額）		
所得区分	負担上限額（月額）	要件
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	住民税非課税世帯
一般	37,200円	住民税課税世帯

※所得区分の判定は、障がいのある方が18歳未満の場合、住民基本台帳上の世帯全体での前年所得による判定、障がいのある方が18歳以上の場合は、本人及び配偶者の前年所得により判定することになります。

（一般世帯の軽減措置）

1 居宅で生活する方（障がいのある方）への利用者負担の軽減

一般（市町村民税の所得割 16万円未満）の区分の方は、利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されています。

対象となるサービスは、訪問系サービス、日中活動サービスです。

所得区分	負担上限額（月額）
一般	（世帯全員の市町村民税所得割の合計額） 9,300円

2 居宅で生活する方（障がいのある児童）への利用者負担の軽減

一般（市町村民税の所得割 28万円未満）の区分の方は、利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されています。

対象となるサービスは、訪問系サービス、日中活動サービスです。

所得区分	負担上限額（月額）
一般	（世帯全員の市町村民税所得割の合計額） 4,600円

3 施設入所（障害児）の利用者負担の軽減

一般（市町村民税の所得割 28 万円未満）の区分の方は、利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されています。

対象となるサービスは、**障害児の施設入所**です。（18才～20才まで）

所得区分	負担上限額（月額）
一般	（世帯全員の市町村民税所得割の合計額） 9,300 円

●利用者負担の申請時に、生活保護の対象となる場合は、負担が軽減されます。

●同じ世帯で複数の方がサービスを利用しても、負担上限額（月額）は同じです。

同じ世帯で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合等、負担上限額（月額）は変わらず、これを超えた分を高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給します。

●施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。

※施設入所者で生活保護、低所得1、低所得2の方は、自己負担が重くなりすぎないように、申請により負担が軽減される場合があります。

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL23-6453



(3) 自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担分を助成する制度です。

名 称	対象者	内 容	申請に必要なもの
育成医療	18歳未満の児童 (身体障害者手帳の有無は問いません。)	身体に障がいのある児童がその身体上の障がいを軽減し、日常生活能力を得るために必要な医療費を助成します。	医師の意見書、健康保険証、マイナンバーカード(またはマイナンバーのわかるもの)、人工透析の方は特定疾病療養受給者証、身分証明のできるものなど
更生医療	身体障害者手帳を交付された18歳以上の人	身体障害者の障がいを軽減、除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上を図るための医療費を助成します。	身体障害者手帳、医師の意見書、健康保険証、マイナンバーカード(またはマイナンバーのわかるもの)、人工透析の方は特定疾病療養受給者証、身分証明のできるものなど
精神通院医療	通院による精神医療を継続的に必要であると医師が認めた人	通院による精神医療を継続的に受ける精神障害の方に対して、指定医療機関で行われる医療費の自己負担分を助成します。	医師の診断書、健康保険証、マイナンバーカード(またはマイナンバーのわかるもの)、身分証明のできるもの

※ 有効期間は、精神通院医療については、1年間です。その他については、障がいや疾病によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

※ 受給者証の交付により行われる医療行為ですので事前に申請が必要です。

※ 再認定申請は、3ヶ月前からできます。

※ 期限が切れた後に申請があった場合は、市が受理した日が始期となります。

※ 受給者証の変更、再交付の場合は届出が必要です。

※ 身分証明のできるものについては1ページ(本人確認書類について)をご確認ください。



《自己負担》

原則として自己負担は1割になりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの負担額に上限が設定されます。(一定の所得を超える人は対象外となります。)

- ・世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- ・入院時の食費については、原則自己負担です。

※ 稚内市では、精神通院医療について、稚内市の国保加入者の負担を半分にする独自の減免措置を行っています。

《負担上限額（月額）について》

	所得区分	医療保険加入単位の対象世帯	負担上限額（月額）
非課税世帯	生活保護	生活保護世帯	0 円
	低所得 1	本人の収入が 800,000円 以下	2,500 円
	低所得 2	本人の収入が 800,001円 以上	5,000 円
課税世帯	中間所得 1	市町村民税所得割額が 33,000円 未満	各医療保険の自己負担額
	中間所得 2	市町村民税所得割額が 33,000円 以上 235,000円 未満	各医療保険の自己負担額
	一定所得以上	市町村民税所得割額が 235,000円 以上	自立支援医療費支給の対象外

～重度かつ継続の場合～（育成医療については、経過措置があります。）

所得区分	負担上限額（月額）
中間所得 1	5,000 円
中間所得 2	10,000 円
一定所得以上	20,000 円



『重度かつ継続』の範囲は、以下のとおりです。

(1) 疾病等から対象となる方

『更生医療・育成医療の場合』

腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

『精神通院医療の場合』

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害（依存症等）の方、又は、集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

(2) 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の多数該当の方

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL23-6453

(4) 補装具費の支給

補装具の購入や修理（一部レンタル）を行う場合、その費用の一部を支給します。

① 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方や難病患者の方で、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替することが必要な方



② 申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 特定疾病受給者証（難病患者で所持している方）
- ・ 見積書
- ・ 医師の意見書（難病患者であることの確認や一部の補装具の申請に必要です）

※修理の場合は不要

- ・ 市民税の課税状況がわかる書類
- ・ マイナンバーカード（またはマイナンバーのわかるもの）
- ・ 身分証明のできるもの（1ページをご確認ください。）

※介護保険の適用を受ける方は、介護保険の福祉用具の貸与（交付）が優先されますので、窓口でご確認ください。

③ 利用者負担

補装具費の自己負担額は、原則、補装具費の1割です。

所得に応じて負担上限額があります。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	住民税非課税世帯	0 円
一般	住民税課税世帯	37,200 円

※ 障がいのある方本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合は、補装具費の支給対象外になります。（一定所得以上の場合とは、本人または世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合です。）

●補装具一覧

障害区分	対象種目
肢体不自由	上下肢義肢、上下肢・体幹装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖（一本杖以外）、座位保持装置
	（児童のみ対象）座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具
視覚障害	義眼・眼鏡（色眼鏡以外）・盲人用安全杖
聴覚障害	補聴器
言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

※ 補装具費の支給を受けてから耐用年数が経過するまでの間は、修理を行うことができます。また、修理不能となった場合は、再度補装具費の支給を受けることができます。（再支給の際は、支給を受けるときと同様の手続きが必要です。）

●補装具の交付先一覧

区分	年金法制度区分	交付対象種目	申請場所	負担
労 災 関 係	労働災害補償保険法	概ね全種目対象	稚内労働基準監督署	無
	国家公務員・地方公務員 共済保償法の年金受給	概ね全種目対象	各共済事務所	無
	船員保険法（職務上）に よる給付対象者	義肢・装具・歩行器・車椅子・ 電動車椅子・眼鏡・補聴器など	全国健康保険協会 船員保険部	無
受給 年 金 関 係	船員保険法（職務外）に よる年金受給者	義肢・装具・歩行器・収尿器車 椅子・電動車椅子・眼鏡・補聴 器など	全国健康保険協会 船員保険部	無
福 祉 関 係	戦傷病者特別援護法に よる交付	概ね全種目対象	稚内市社会福祉課 障がい福祉グループ	無

※補装具の交付対象種目は、制度によって違いがありますので申請先にご確認ください。

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL 23-6453

(5) 日常生活用具の給付制度

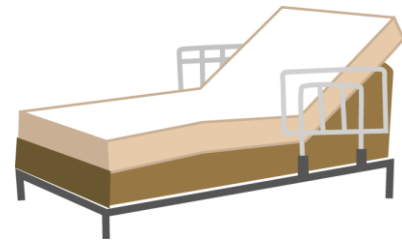
日常生活がより円滑に行われるための支援用具等を給付します。

① 対象者

在宅で、障がいのある方・難病患者の方

② 申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳（療育手帳又は精神障害者手帳）
- ・ 特定疾病受給者証（難病患者で所持している方）
- ・ 見積書
- ・ 医師の意見書（難病患者であることの確認や一部の日常生活用具の申請に必要です。）
- ・ 身分証明のできるもの（1ページをご確認ください。）



※ なお、介護保険の適用を受ける方は、介護保険の福祉用具の貸与（交付）が優先されますので、窓口でご確認ください。

③ 利用者負担

日常生活用具給付の自己負担額は、原則、日常生活用具の1割です。
所得に応じて負担上限額があります。

●日常生活用具品目表

障害区分	対 象 品 目
上肢障害	特殊便器
下肢障害 体幹障害	特殊便器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、体位変換器、特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴補助用具、入浴担架、歩行補助つえ（一本杖のみ）、保護ブーツ、浴槽
視覚障害	時計、点字タイプライター、点字図書、点字器、視覚障害者用拡大読書器、信号用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読み上げ装置《視覚障害者のみの世帯等対象》、情報・通信支援用具、電磁調理器、盲人用体重計、音声式体温計、地デジ対応ラジオ
聴覚障害	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、《聴覚障害者のみの世帯等対象》 屋内信号装置
音声・言語機能障害者 及び重度肢体不自由者	携帯用会話補助装置、人工喉頭
腎臓機能障害	透析液加温器
呼吸器機能障害	酸素ボンベ運搬車（在宅酸素療法を行う方）、電気式たん吸引器、ネブライザー、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

直腸及び膀胱機能障害 排便・排尿機能障害	ストーマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）、紙おむつなど
知的障害者	頭部保護帽（児童含む。）
重度の身体障害者 知的障害者 精神障害者	火災警報器・自動消火器（火災発生感知及び避難が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者のみ世帯）
下肢、体幹障害又は 乳幼児以前の脳病変 による移動機能障害	《居宅生活動作補助用具》 障がいのある方の移動等を円滑にするもので設置にあたり小規模な住宅改修を伴うもの（特殊便器、歩行支援用具、入浴補助用具、移動用リフトの取付けが住宅改修を伴う場合も含む。）、手摺り取付け、段差解消、滑り防止や移動の円滑等のための床材変更、扉の取替え
難病患者の方	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

※ 障害の程度などにより、対象品目が制限される場合もあります。また、上記一覧表に記載されていない品目もありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL23-6453

（6）地域生活支援事業

介護給付や訓練等給付等の障害福祉サービスとは別に、地域の特徴を生かしたサービス体制をつくり、障がいのある方が地域で安心した生活を送れるようにする支援体制をつくるために様々な事業を行います。



●サービスの種類

サービス名	サービス内容	対象者
研修・啓発事業	障がいのある方の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行います。	障がいのある方やその家族、地域住民の方
自発的活動支援事業	障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために行う自発的な活動に支援を行います。	障がいのある方やその家族、地域住民の方
相談支援事業	障がいのある方やその家族等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他障害福祉サービスの利用支援や援助を行います。	障がいのある方やその家族の介護を行う方
成年後見制度利用支援事業	補助を受けないと成年後見制度の利用が困難であると認められる障がいのあ	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい

	る方に、利用に係る費用を支給します。	のある方
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するための研修、組織体制の構築を行います。	後見制度の業務を実施する(予定)団体、弁護士、社会福祉士等の専門職の方
人材育成・活用研修事業	成年後見、補佐及び補助の業務を行うことができる方(市民後見人等)を育成・活用するための研修を行います。	市民後見人等の業務を行う(予定)方
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等、意思疎通障がいのために支援の必要がある場合、手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思の疎通を図ることに支障がある障がいがある方のうち、市内に居住地を有する方
意思疎通支援者養成事業	意思疎通支援を行う方を養成します。	意思疎通支援を行う方
移動支援事業	生活必需品の買い物、冠婚葬祭、金融機関や官公庁への用務等の社会生活上必要不可欠な外出を支援します。	外出時に移動の支援が必要と市長が認める障がいのある方等であって、障害支援区分が1以上の者のうち、市内に居住地を有する方
地域活動支援事業	雇用又は就労が困難な在宅の障がいのある方に対し、創作活動など日中活動の場を提供します。	地域活動支援が必要である雇用又は就労が困難な在宅の障がいのある方
日中一時支援事業	障がいのある方の家族の就労支援や、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある方に日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練を行います。	日中における一時支援が必要であると市長が認める障がいのある方で障害支援区分が1以上の者のうち、市内に居住地を有する方
生活サポート事業	障がいのある方に対し、居宅における相談支援、見守り、声かけ等の生活支援及び調理、衣類の洗濯、掃除、生活必需品の買い物、関係機関との連絡等を行います。	介護給付の支給決定者以外の者等で、日常生活に関する支援、家事に対する支援を行わなければ、本人の生活に支障を来すおそれがあると市長が認める障がいのある方のうち、市内に居住地を有する方

<p>身体障害者福祉タクシー助成事業</p>	<p>身体に障がいのある方が外出時における移動手段としてタクシーを利用する場合に、1回の乗車につき基本料金を助成します。</p>	<p>視覚・下肢・体幹・移動機能障害のいずれかの障害等級が2級以上であり、市内に居住地を有する方</p>
<p>施設通所支援事業</p>	<p>次の施設の通所に係る交通費の一部を助成します。</p> <p>(1) 稚内市北光園 (2) 稚内はまなす学園 (3) 稚内第一木馬館 (4) ノース工房 (5) サポート未広 (6) サロベツマイハート (7) 手作り工房どーなつ (8) わっかない・ここ</p>	<p>左記の施設に通所する障がいのある方等で、市内に居住地を有する方</p>
<p>一時帰省奨励事業</p>	<p>稚内市外にある次の施設に入所している方の一時帰省の往復にかかる旅費を、1年に1回助成します。</p> <p>(1) 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。） (2) 障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス又は障害福祉サービス事業を行う施設</p>	<p>左記の施設に入所する障がいのある方</p>
<p>自動車改造費支援事業</p>	<p>身体に重度の障がいのある方が自立した生活、社会活動への参加及び就労のために、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、当該自動車の改造に係る費用の一部を助成します。</p> <p>※ 助成限度額 10万円（運転するのに必要な操向装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル・ブレーキ）の一部の改造費用に限ります。）</p>	<p>市内に居住地を有し、自ら運転する自動車を所有している重度心身障害者で、下記のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 身体障害手帳の障害程度等級が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級又は2級の方 (2) 自動車運転免許証を有する方 (3) 申請を行う年の前年の所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方</p>

自動車運転免許取得支援事業	障がいのある方が、就労等社会活動への参加のために自動車運転免許を取得する場合に、当該免許の取得に係る費用の一部を助成します。 ※ 助成限度額 教習料・検定料・諸手数料の2/3以内で、かつ、10万円を限度	市内に居住地を有する方で、運転免許試験の受験資格を有し、下記のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳の障害程度等級が1級から4級までの方 (2) 療育手帳の交付を受けた方
配食サービス事業	障がいのある方に対し、居宅まで定期的に食事を配達し、安否確認を行います。 ※ 利用料は1食につき460円	市内に居住地を有し、下記のいずれかに該当する方 (1) 単身世帯又は障がいのある方みの世帯に属する障がいのある方 (2) 市長が特に必要と認める方
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に更生訓練費を支給します。	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方又は更生訓練を受けている方
社会参加促進事業	(1) スポーツ・レクリエーション教室開催事業 (2) 芸術・文化講座開催事業 (3) 奉仕員養成・研修事業 (4) スポーツ大会開催事業	市内に居住地を有する障がいのある方

※ サービスを利用する場合、事前に申請等が必要ですので、希望される方は下記までご相談ください。

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL 23-6453